

第二十八号議案

江戸川区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十四日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
江戸川区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成二十七年三月江戸川区条例第九号）の一部を次のように改正する。
第二条中「ロ」を「ハ」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の改正に伴い、当該規則の規定に移動が生じるため、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。